

## 臨時報告第10号様式

名拘発第 1935 号  
平成22年7月16日矯 正 局 長  
殿

名古屋矯正管区長

名古屋拘置所長

## 自殺事故追報告（刑事施設）

事 故 の 概 要	標記事故については、平成22年6月17日付け名拘発第1656号「自殺事故速報」で報告したとおりであるが、事案の詳細について以下のとおり報告する。 事故者は、被告人として当所 [REDACTED] の単独室に収容されていた者であるが、平成22年6月17日午前3時30分ころ、同居室内において、[REDACTED]	
	巡回職員が発見し非常ベル通報したときには、事故者の呼吸と脈は確認できず、心肺停止状態であったことから、直ちに、心肺蘇生による救命措置を実施するとともに、同3時38分救急車の出動を要請した。 同3時45分、救急車が到着し、同4時00分、[REDACTED] に事故者を搬送し、同病院で救命措置を行ったが、同時30分、死亡が確認された。死因は、[REDACTED] であった。	
事 故 の 状 況	1 発 生 年 月 日	1 平成22年6月17日(木)
	2 発 見 時 刻	2 午前3時30分ころ
	3 場 所	3 当所 [REDACTED] (単独室)
	4 方 法	4 [REDACTED]
	5 經 緯	5 (1) [REDACTED] (2) [REDACTED]



(3)

(4)

(5) 同月 17 日午前 3 時 15 分ころ、同階夜勤職員が巡回したところ、事故者は [REDACTED] 異状がなく生存を確認した（最終生存確認）。

(6) 同月 17 日午前 3 時 30 分ころ、同階を巡回していた夜勤職員が、事故者が収容されていた [REDACTED] を視察したところ、事故者が [REDACTED]

[REDACTED] い首しているのを現認したため、直ちに非常ベル通報した。

(7) 同日午前 3 時 31 分ころ、非常ベル通報で現場に急行した職員数名が同室を開扉して [REDACTED]

[REDACTED] 布団の上に仰向けに下ろした。

(8) その際、事故者の意識確認をしたもの意識がなく、呼吸、脈も確認できない状態であったため、直ちに職員が心臓マッサージ及び人工呼吸を施しながら、併せて AED による救命措置を開始した。

(9) 同日午前 3 時 38 分ころ、副監督当直者が救急車の出動を要請し、職員が心臓マッサージ等の救命措置を実施しながら、同 3 時 41 分ころ、事故者をストレッチャーで医務課に搬送して救命措置を継続した。

(10) 同時 45 分ころ、救急車が当所に到着し、同

		時48分ころから当所職員から引継いだ救急隊員による救命措置が開始された。
		その後、同4時00分ころ、事故者を [REDACTED] へ救急車で搬送した。
	(11)	同日午前4時30分ころ、同病院において同病院医師により事故者の死亡が確認された。死因は、[REDACTED] であった。
	(12)	[REDACTED]において、名古屋地方検察庁検察官により、司法検視が実施され、また、本職による行政検視を実施した。
	(13)	同日午前8時20分ころから同時36分ころまでの間、名古屋地方検察庁検察官外3名が当所に来所し、事情聴取及び現場検証がなされた。
	(14)	同日午前9時44分ころ、名古屋地方検察庁検察事務官から、[REDACTED] 旨の連絡があった。
6 使用器具	6	[REDACTED]
7 逮捕制圧等の状況	7	該当事項なし
8 事故による犯罪	8	該当事項なし
9 その他の	9	該当事項なし
事故者	1 事故者の種別	1 自殺者
	2 身分名	2 被告人
	3 氏名	3 [REDACTED]
	4 生年月日	4 [REDACTED]
	5 罪名又は事件名	5 [REDACTED]
	6 刑名・刑期	6 該当事項なし
	7 刑の起算日又は入所日	7 [REDACTED]
	8 刑の終了日	8 該当事項なし
	9 犯罪数	9 [REDACTED]
	10 制限区分及び優遇区分	10 該当事項なし
	11 所内における行状	11 [REDACTED]
	12 本籍	12 [REDACTED]
	13 住所	13 [REDACTED]

	14 特殊被収容者報告の有無 15 そ の 他	14 [REDACTED] 15 該当事項なし
職員の状況	1 配置及び勤務状況 2 監督方法 3 職責処理の状況	1 事故発生時、当所 [REDACTED] の被収容者計 143 名を [REDACTED] の夜勤職員が受け持っていた。 2 監督当直者（看守長）1名、副監督当直者（副看守長）[REDACTED] 及び夜勤監督者 [REDACTED] で監督していた。 3 調査の結果、関係職員は適正に職務を行っていたことが判明しており、今のところ職責を問う予定はない。
事態收拾の措置	1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合はその活動状況 4 警察官署への依頼	1 名古屋拘置所長以下 19 名の職員が非常登庁した。 2 該当事項なし 3 該当事項なし 4 (1) 平成 22 年 6 月 17 日午前 3 時 45 分、名古屋地方検察庁に通報した。 (2) 同 4 時 14 分、名古屋矯正管区に報告した。 (3) 同時 24 分、矯正局に報告した。 (4) 同時 40 分、愛知県東警察署に通報した。
事故の原因・動機	1 事故者の動機	1 (1) [REDACTED]



(2) 事故後に居室内を検査したところ、

(3)

(4)

2 施設側の欠陥		2 該当事項なし
事故者に対する	1 懲罰 2 事件送致	1 該当事項なし 2 該当事項なし

措置		
改善事項	1 改善した事項 2 改善すべき事項	1 平成22年7月5日付け所長指示第18号「自殺事故の防止について」を発出し、巡回視察を励行して、綿密かつきめ細かな被収容者の動静及び心情の把握に努めるよう周知徹底を図った。 2 該当事項なし
その他参考事項	1 事故者の家族感情 2 事故発見時の職員巡回状況	1 [REDACTED] 2 事故者が収容されていた居室の直近に設置されている[REDACTED]巡回ボタンの巡回記録によると、本件発見時の当日午前3時30ころの直近では、午前2時59分、同3時14分、同29分に巡回しており、定められた15分に1回の巡回をそれぞれ適正に行っていった事実が認められた。